

令和5年2月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和5年2月20日(月) 午前8時57分～9時50分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番	富木田 好正	2 番	山下 恭生
3 番	猪熊 幸雄	4 番	三野 久米吉
5 番	梶野 和幸	7 番	山本 茂
8 番	大原 眞路 (会長職務代理)	9 番	中村 康男 (会長)
10 番	宮本 賢一	11 番	吉田 宏明
12 番	喜田 清己	13 番	吉田 昌治
14 番	川田 一博	15 番	原 武信
16 番	竹内 博文	17 番	三木 洋一
18 番	石井 淑雄		

欠席委員

6 番 木下 得代

傍聴推進委員

7 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	藤本 直哉
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	1 1 件	田 畑	14,150 3,770	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	4 件	田 畑	2,031 469	m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	1 4 件	田 畑	11,619 5,270	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	件	田 畑		m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	2 1 件	田 畑	33,725 11,423	m ² m ²
報告第 1 号	合意解約	4 件	田 畑	10,253	m ² m ²

令和5年2月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。定刻が参りましたので、只今より2月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第6号議案まで合計47件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、木下委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を1番 富木田委員さんと2番 山下委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、14番 川田委員さん、15番 原委員さん、16番 竹内委員さんと私で、2月17日（金）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」11件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」11件についてご説明いたします。

1番から3番は譲受人が同じなためまとめてご説明いたします。

1番、・・・、面積978㎡ 外2筆 計2,961㎡【議案読み上げ】

2番、・・・、面積3,890㎡ 外1筆 計4,017㎡【議案読み上げ】

3番、・・・、面積1,001㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹・野菜で、販売を目的としています。

4・5番は譲受人が同じなためまとめてご説明いたします。

4番、・・・、面積1,408㎡【議案読み上げ】

5番、・・・、面積469㎡ 外1筆 計1,391㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

6番、・・・、面積1,252㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

7番、・・・、面積677㎡ 外2筆 計2,221㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

物は野菜で、販売を目的としています。

8 番、・・・、面積 753 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が生前贈与により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜・果樹で、自家消費を目的としています。

9 番、・・・、面積 317 m² 外 5 筆 計 2,178 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

10 番、・・・、面積 261 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、自家消費を目的としています。

11 番、・・・、面積 477 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

本日の案件 11 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」11 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

山下委員

下限面積の要件が撤廃されるが、今後は許可を必要とせずに農地の取得が可能になるのですか。

事務局書記

今後は、通作距離等の他の要件により審査していくことになります。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」11 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」4 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

なお、第 2 号議案の 4 番については現地調査を実施しておりますので、14 番 川田 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

川田委員

それでは、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」4 番の現地調査報告をさせていただきます。

4 番、・・・、面積 140 ㎡ 外 1 筆 計 340 ㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 農家住宅

申請理由 申請者は現在アパートに住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、所有する農地に住宅を建築しようと計画しました。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第 2 種農地に該当する見込みです。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま、川田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局書記

それでは、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」についてご説明いたします。

4 番につきましては、先ほどの川田委員さんのご説明どおりです。

1 番、・・・、面積 469 ㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 農家住宅

申請理由 居宅が滅失したため、所有地の中で新たに住宅の建築を計画しました。

農地の区分 周辺は昭和 47 年に土地改良事業が実施されていること、また農用地からの除外申請により、第 1 種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 第 1 種農地の転用の際に求められる 5 戸連たんの条件も満たしている。

5 戸連たんについてご説明いたします。

5 戸以上の家屋の敷地がそれぞれおおむね 50 メートル以内の距離で連たん集合している状態のことを言います。

2 番、・・・、面積 998 ㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 敷地拡張

申請理由 申請者は養鶏業を営んでおり昭和 30 年頃に申請者の父が鶏舎と倉庫を建て現在に至っています。今回無断転用を解消するため申請に至

りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

3番、・・・、面積452㎡ 外1筆 計693㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 申請地は長期間休耕地となっており、土地を活用し、今後の生活の収入を得るため、太陽光発電設備設置を計画しました。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 太陽光発電設備設置に必要な電力会社との電力需給契約書、経済産業省の設備認定通知書の写しの提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」4件について、1番については川田委員さん、三木委員さんが代理人として関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、1番について審議を行いますので、川田委員さん、三木委員さんには退室をお願いいたします。

(川田委員、三木委員 退室)

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(川田委員、三木委員 入室)

会長職務代理

次に、2番から4番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

川田委員

3番の周辺地域への影響が少ないとはどういう状況でしょうか。

事務局書記

周辺は住宅が多く、農地はほとんど見当たらないという状況です。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」4件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」11件を議題に供します。

なお、第3号議案の4番、5番については現地調査を実施しておりますので、15番 原委員さん、16番 竹内委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

原委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」4番の現地調査報告をさせていただきます。

4番、・・・、面積2,763㎡の内1,323.68㎡ 外3筆 計6,673.85㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 花崗土採取による農地造成

申請理由 転用事業者は、土地造成現場で使用する盛土用の花崗土採取地として令和2年4月3日付けで3年間の予定で一時転用の許可を受けました。

その後、全国的なコロナウイルスの影響により工事に遅れが生じて期限内に完了できなくなったため、新たにもう一度申請をするものです。

農地の区分 「県営パイロット事業」が行われた農用地

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用のため農地復元に係る誓約書の提出もある。

工事期間は、新たに3年間で予定しています。

以上です。

竹内委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」5番の現地調査報告をさせていただきます。

5番、・・・、面積2,066㎡ 外1筆 計3,275㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分譲住宅 用地

申請理由 譲受人は、中讃地区を中心として不動産業を営んでおります。

申請地周辺での問い合わせは多く、今後も需要が見込めるため分譲住宅用地を検討していたところ、小学校にも近くて生活の利便性も良い申請地は、13区画を販売できると考え、土地所有者との合意も得られたため申請に至りました。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま原委員さん、竹内委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

4番、5番につきましては、先ほどの原委員さん、竹内委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 1,850 m² 外1筆 計 3,367 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 資材置場

申請理由 譲受人は、土木工事業を行っております。業務量の増加に伴い現在の資材置場では、狭くなってきたため、事務所の近くで用地の購入を検討していました。

申請地は、市道に接しており資材の運搬もしやすい環境であるため検討したところ、土地所有者との話もまとめ申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「準工業地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積 757 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 貸駐車場

申請理由 転用事業者は、申請地の隣りで電気工事業を営んでおり、事務所の一部移転に伴い駐車場が必要になりました。

そこで、自身が代表を務める不動産管理法人が転用事業者となり、自身が経営する会社への貸付を計画しました。申請地は、駐車場およびトラックの転回スペースとして妥当な規模であり、土地所有者との話もまとめ申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 606 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 敷地拡張で住宅を建築

申請理由 借り人は現在アパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い住宅建築を計画しました。申請地は、父が所有する農地であり実家の隣になります。

申請地の一部は、昭和 43 年頃より現在の自宅敷地と一体利用されてきました。この度、その無断転用解消と新たに住宅を建築することで、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「準工業地域」と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

6 番、・・・、面積 29 m² 外 1 筆 計 48 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 進入路

申請理由 譲受人は養鶏業を営んでおりますが、申請地は父親の代よりその進入路として使用してきました。この度、土地所有者との話もまとまり無断転用の解消を行うものです。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

7 番、・・・、面積 280 m² 外 2 筆 計 451 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人はそれぞれアパートに居住しておりますが、将来のことを考えて親子で住宅を建築して一緒に住もうと計画しました。そこで、土地の売却情報を得て検討したところ、申請地は双方の希望に合致しており、2 世帯住宅を建築することで、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

8 番、・・・、面積 780 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を進めており、申請地は、日当たり等の条件から採算が取れると判断し、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人

と話がまとまったため申請に至りました。なお、本申請は令和4年7月定例会にて審議をしておりますが、売電計画の見直しのため一旦取り下げとなり、改めて申請が出されました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 今回の申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度（FIT 制度）ではなく、四国電力の送電網を利用して電気使用者へ直接売電する方法です。そのため、経済産業省の小売り電気事業者登録および四国電力の系統連係が確認できる書類の提出があります。

9 番、・・・、面積 473 m² 外 3 筆 計 947 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 譲受人は、中讃地区を中心として不動産業を営んでおります。

申請地周辺は、都市計画法の用途地域のため宅地化が進んでいます。この度、所有者からの申し出もあり、宅地分譲を検討した結果、販売できると考え申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる

その他 開発許可の協議も進めているところである。

10 番、・・・、面積 1,149 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業、不動産コンサルティング業等を行っております。申請地は、日当たりが良いため、太陽光発電を設置して採算が見込めると判断し、土地所有者と交渉したところ、話がまとまり転用申請にいたしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

11 番、・・・、面積 290 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 墓地

申請理由 現在、墓地は集落から山を登った場所に設置されており、管理するのに苦勞しています。そのため、将来にわたり管理しやすいようにと、墓地管理委員会を立ち上げ検討することになりました。申請地は、県道に接しており利便性が良い場所です。整備は、市の補助を受けて行う計画であり事前協議が整ったため、申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」11件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

三木委員 4番について再申請での新たな工事期間は3年とご説明がありましたが、期間は最大で5年なので最初の申請と合わせて5年になるということでしょうか。

事務局長補佐 工事期間は最大で農用地の場合3年、通常の農地は5年となり、4番につきましては、農用地となっております。農用地において延長はできませんので、4番におきましては、延長ではなく申請のし直しということで新たに3年の期間を設定しております。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」11件につきまして原案どおり承認することとします。

このうち1番、4番、5番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、2月27日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」21件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」21件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が4件、更新が12件、再設定が5件で、そのうち農地機構を通じた貸借が16件となっております。

以上、農用地利用集積計画書21件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」21件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」21件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号 合意解約についてご説明いたします。

1番、・・・、面積978㎡ 外2筆 計2,961㎡【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 使用貸借権の解消 第1号議案1番関連

2番、・・・、面積3,890㎡ 外1筆 計4,017㎡【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 使用貸借権の解消 第1号議案2番関連

3番、・・・、面積2,066㎡【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 期間貸借権の解消 第3号議案5番関連

4番、・・・、面積1,209㎡【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 貸借権の解消 第3号議案5番関連

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

(事務局からの連絡事項等)

会長職務代理

それでは、これをもちまして2月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

